

令和 元 年11月 1日

一般社団法人日本グラウト協会  
正 会 員 各 位

一般社団法人 日本グラウト協会

公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条に規定する  
「発注関係事務の運用に関する指針」に係る意見等の提出について(依頼)

正会員の皆様には、日頃より協会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。  
さて、国土交通省より標記意見提出について、**別添**のとおり依頼がありましたのでお知らせいたします。

1. 意見提出の依頼内容

品確法第22条に規定する運用指針の改正に先立ち、ご意見を頂く際の参考資料は、**別添3**「運用指針」の改正案です。

また、品確法の改正内容や、運用指針(案)の説明資料等は、下記HPに掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

掲載HP:<http://www.mlit.go.jp/tec/reiwaunyoshishin.html>

2. 意見提出

**別添4の様式**に下記の記載事項をご記入して下さい。

- ①所属団体名
- ②担当者名
- ③所属部署
- ④担当者(メールアドレス)
- ⑤ご意見の内容
- ⑥ご意見の理由

3. 提出先

一般社団法人日本グラウト協会 Eメール [ngtk@isis.ocn.ne.jp](mailto:ngtk@isis.ocn.ne.jp)

4. 提出期限:令和元11月25日(月)

5. 協会がまとめて、国土交通省に提出します。